

○ 財務省告示第三百六十六号  
平成二十一年十月十七日より告示する。昭和五十七年大蔵省令第三百三十九号(第五条第十一項の規定に基づき、利付国債の発行等に關する省令)は、本件等を次のように規定する。  
一、(平成十三年法律第二十一条第一項)「振替法」(以下「振替」といふ)の適用は、(平成十三年法律第七十一条第一項)「債券(二年)」(以下「債券」といふ)の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
二、(平成三十号)「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。

四 発行方法  
三 用振替の法律項及びの適用  
二 発行名称及び根拠  
一 号記

行省告示第三百六十六号  
平成二十一年十月十七日より告示する。昭和五十七年大蔵省令第三百三十九号(第五条第十一項の規定に基づき、利付国債の発行等に關する省令)は、本件等を次のように規定する。  
一、(平成十三年法律第二十一条第一項)「振替法」(以下「振替」といふ)の適用は、(平成十三年法律第七十一条第一項)「債券(二年)」(以下「債券」といふ)の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
二、(平成三十号)「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。

にご務後格競債定特あ争争う札価振の以律社債第一項別付利債、株式及び債券(二年)」(以下「振替」といふ)の適用は、(平成十三年法律第七十一条第一項)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
よと大に競争市め別つ入入。に臣行争入場る参て札札に以を機用「振替法」の適用は、(平成十三年法律第七十一条第一項)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
るに臣行争入場る参て札札に以を機用「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
発応がわ入札特も加、「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
行募各れ札發別の者財同行「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
へ限國るの行参にご務時「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
以度債入募「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
下額市札入と者るに臣行い「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
一を場でのい・発応がわう「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
国定特あ決う第行募各れ「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
債め別つ定。I「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
市る参てを及非下額市札格格「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
場も加、「振替法」の適用は、(平成三十号)「債券(二年)」の発行に付ける利付債の債券額の半額を下限とする。  
特の者財た価格国を場で競競い入の定。

## 六

口

イ

発

非者特国  
価・別債  
格第参市  
競I加場

入価 入価・別債行争  
札格行札格第参市及入価・別債  
発競 発競II加場び札格第参市  
行争額行争非者特国發競I加場

## 五

口 イ

方募

入価法入  
札格決  
発競定  
行争の

でた条特十で利第千額發四う額  
二利第別万六付一二面行十ち面  
千付一會円千國項百金し七、金  
二國項計九債の十額た条特額  
十債のに百に規万で利第別で  
二に規関四つ定円一付一會二  
億つ定す十いに、兆國項計兆  
円いにる九て基同四債のに九  
て基法億はづ法千に規関百  
、づ律三、き第二つ定す七  
額き第千額發六十いにる十  
面發四七面行十五て基法五  
金行十百金し二億はづ律億  
額し七九額た条六、き第円

込募各当も各  
み限國ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場その  
額範特のう  
を圃別応ち。  
割内參募応  
りに加額募  
當お者を価  
ていご順格  
るてと次の  
。各の割高  
申応りい  
發別  
行參  
一加  
と者  
い・  
う第  
。II  
非  
価  
格  
競  
争  
入  
札

十 イ 一	九 八	ハ	七 ロ イ	ハ
發	振額最		払	
入価發	替	低行争非者特國行争非者特國入価込	行争非者特國行争	
札格行行	單	額入価・別債入価・別債札格金	入価・別債入	
發競価	面	札格第參市札格第參市發競	札格第參市札	
行争格日	位	金發競II加場發競I加場行争額	發競II加場發	
錢額	平す額の振	五	円二五二	でた条特
以面	成るの記替	万	千万兆	三利第別
上金	二。整載法	円	三円千	百付一會
の額	十数又の		十百	五国項計
そ百	八倍は規		六二	億債のに
れ円	八年の記定		億十	円に規関
ぞに	十金録に		七七	つ定す
れつ	月額はよ		千億	いにる
のき	十に、る		二七	て基法
応百	七よ最振		百千	、づ律
募円	日る低替	円	一九	額き第
価七	も額口		一万百	面發四
格十	の面座		六五	金行十
一	と金簿		千十	額し七

十六十五

償還期限  
の後利子以  
てを毎年支  
ての利息を  
ての利息を  
ての利息を

成子、支年三をそ払四十支の期月年払日と十  
う以し五月。前、日十六各及五  
月支び日間  
に期月属に十  
すお五  
るい日

十四

初期利子

規定、が金と成  
す次そ銀額し二  
る号の行を、十  
期及翌休支次九  
日び営業払の年  
に第業う算四  
つ十日。式月  
い六にたに十  
て号支當だよ五  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
いへと支出支  
て以き払し払

十  
三  
二

の経利入価・別債行争非者特国  
払過札格第参市及入価・別債  
込利発競Ⅱ加場び札格第参市  
み子率行争非者特国発競I加場

口

る定り払募年  
。す算込入○  
る出金決・  
期し額定一  
日たにのパ  
に金加通一  
払額え知セ  
いを、をン  
込第次受ト  
む二のけ  
も十算た  
の号式者  
とにには  
す規よ、

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}{365}$$

二十  
十九  
八七

払者入払元償  
込札場利還  
期參所金金  
日加支額

平財日額  
成務本面  
二大銀金  
十臣行額  
八年百円  
十からに  
月通知つ  
十七通知き  
日を受け百  
者た円